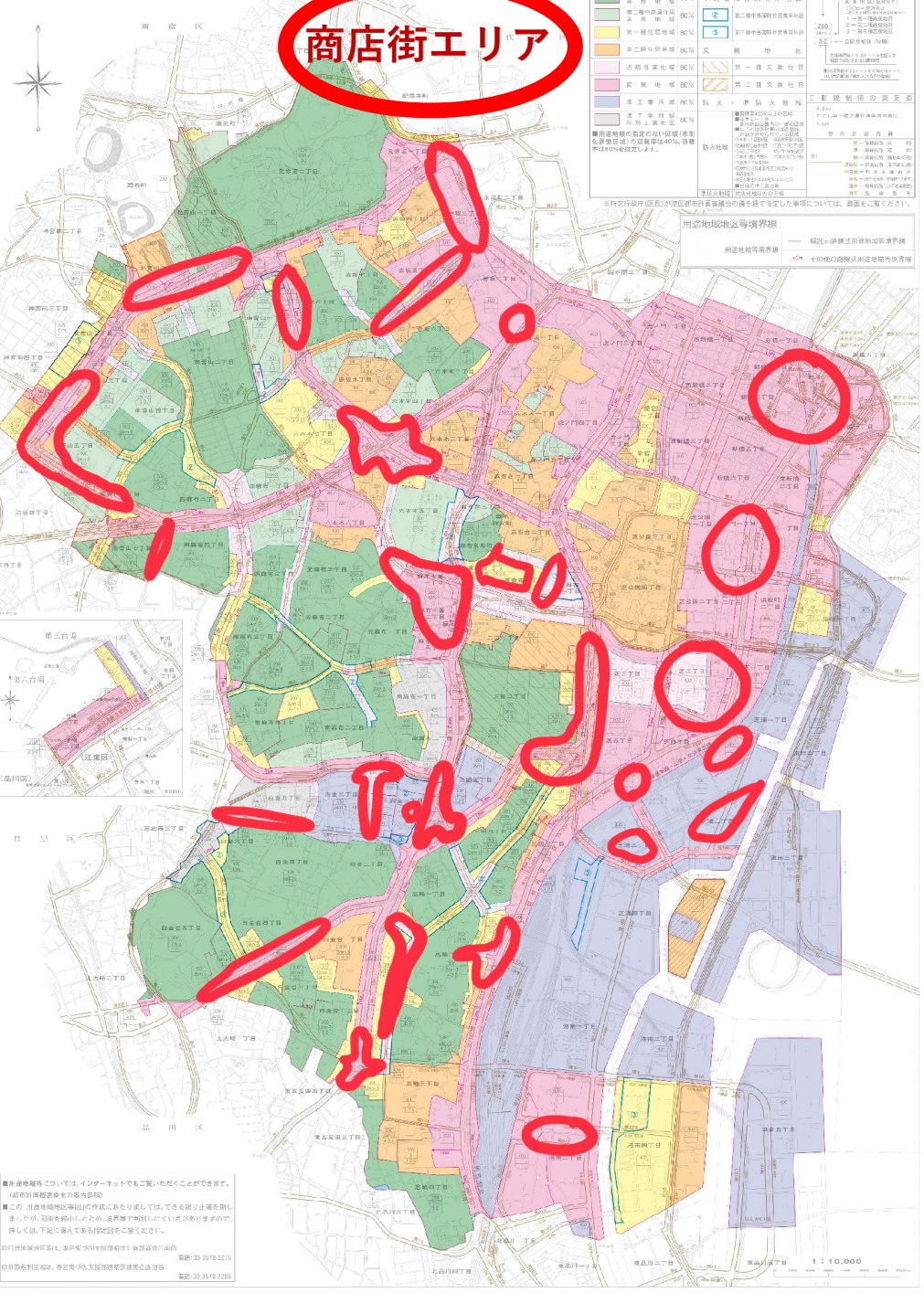


港区用途地域地区等図

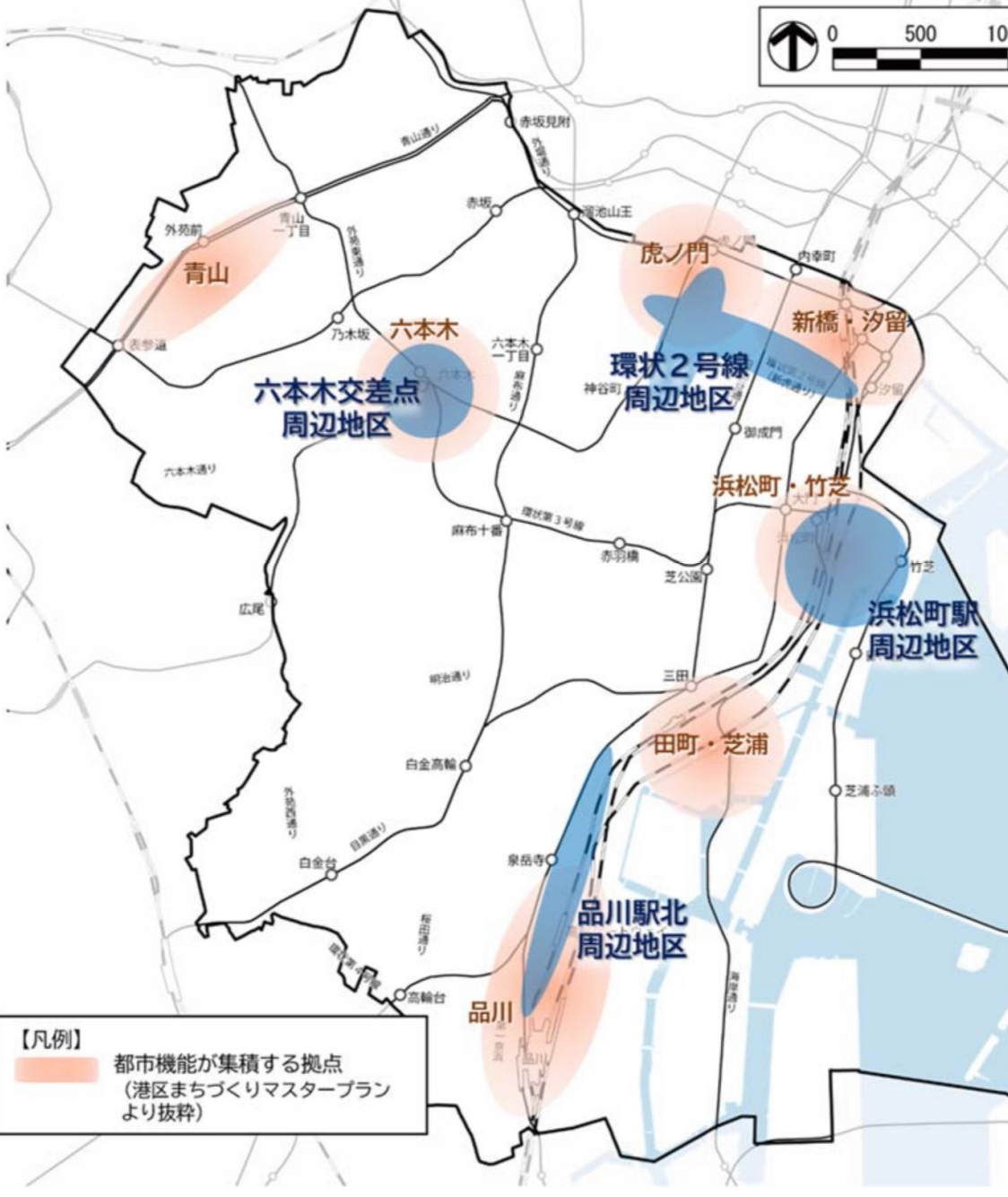
令和4年（2022年）3月 現在

商店街エリア

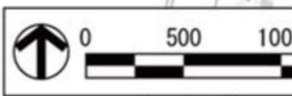
F. 用途地域		G. 用途地域地区		H. 用途地域地区等境界線	
第一種住居地域 00%	商業地域 00%	第一種工業地域 00%	第一種工業地域 00%	第一種工業地域 00%	第一種工業地域 00%
第二種住居地域 00%	商業地域 00%	第二種工業地域 00%	第二種工業地域 00%	第二種工業地域 00%	第二種工業地域 00%
第三種住居地域 00%	商業地域 00%	第三種工業地域 00%	第三種工業地域 00%	第三種工業地域 00%	第三種工業地域 00%
第四種住居地域 00%	商業地域 00%	第四種工業地域 00%	第四種工業地域 00%	第四種工業地域 00%	第四種工業地域 00%



港区低炭素まちづくり計画 駐車機能集約化編より



【凡例】
 都市機能が集積する拠点
 (港区まちづくりマスタープランより抜粋)



資料提供等については、インターネットでもご覧いただくことができます。
 (区市町議会報告会等より抜粋)
 ■この用途地域地区等図の作成にあたりましては、できる限り正確を期しましたが、印刷を繰り返すため、誤謬等が生じている場合がありますので、詳しくは、下記ご連絡先までお問い合わせください。
 品川地区緑化推進委員会 品川地区まちづくり推進委員会 品川地区まちづくり推進委員会
 品川地区まちづくり推進委員会 品川地区まちづくり推進委員会 品川地区まちづくり推進委員会
 品川地区まちづくり推進委員会 品川地区まちづくり推進委員会 品川地区まちづくり推進委員会
 品川地区まちづくり推進委員会 品川地区まちづくり推進委員会 品川地区まちづくり推進委員会
 品川地区まちづくり推進委員会 品川地区まちづくり推進委員会 品川地区まちづくり推進委員会

＜乗用車の駐車施設の隔地＞

対象建築物	地域ルール対象地区内	
		歩行者を最優先する路線 (特定路線)のみに面する建築物
大規模建築物	敷地内に整備 ^{※1}	隔地による設置を推奨 ^{※2}
中規模建築物	敷地内に整備 ^{※1}	
小規模建築物	隔地による設置を推奨 ^{※2}	

※1 原則として敷地内に附置する。ただし、隔地により設置することが良好な交通環境の確保及び歩行者優先のまちづくりの実現のために有効と認められる場合（例えば、歩行者ネットワークを形成する上で重要な路線に駐車場出入口を造らないために隔地に駐車場を設置する場合など）には、隔地により設置することができる。

※2 隔地先は、敷地からおおむね 300m^{※3} の範囲内とする。ただし、当該隔地先から当該建築物までを円滑に移動できる手段が確保されていると認められる場合は隔地距離を弾力的に設定し、おおむね 300m の範囲を超えて隔地先を設定することができる。

※3 「おおむね 300m」は、本地区の幹線道路に囲まれた範囲の大きさ、および『東京都駐車場条例の技術的助言（平成 26 年 4 月 1 日）』に基づき設定した。